

平成 22 年 3 回定例会 環境農政常任委員会

平成 22 年 10 月 4 日

赤井委員

私は、今回、当常任委員会で報告していただきました点につきまして、何点かお伺いをしたいと思います。

はじめに、再生砕石へのアスベスト混入防止について何点かお伺いしたいと思います。

報告資料の 34 ページになりますが、コンクリート塊などの再生砕石にアスベスト建材が混入しているという報道があり、立入検査をされたということがありました。廃棄物の処理業者が 46 社あるということで、9 月 17 日までに検査をされたようでありますけれども、基本的な点をお聞きしたいのです。立入検査の内容ということで、受入状況、再生砕石の状況について、聞き取り調査を行うとともに廃棄物の保管場所における石綿含有廃棄物の混入の有無などについて目視による検査を行ったとあります。石綿含有廃棄物の混入とはどういうものなのか。それから、目視による検査と書いていますけれども、検査をされた方が県政総合センター環境部職員及び廃棄物指導課職員となっています。検査をしたのは専門家だと思うのですが、目視で分かるものであれば業者も簡単に分かるのではないのかと思うのです。石綿含有廃棄物というのはどういうもので、目視による検査というのはどういう形の検査方法なのかお聞きします。

廃棄物指導課長

石綿含有廃棄物についてでございますけれども、これにつきましては、石綿がまだ一般的に使用が可能であったときに、多く輸入されたものです。スレート材ですとか建築材料の成分として耐火の性能が高いということで広く使われていた建築の材料でございました。それが、クボタのアスベストの問題等ございまして、2004 年に基本的に製造が禁止されたわけですが、それまでに広く使われておりましたので、建物解体に伴っての処理が問題になっているものでございます。

アスベスト建材は、一般的にはコンクリート等でアスベストが固められて使われておりますので、一時大きな問題となりました飛び散るおそれのある使い方とは違いまして、非飛散性と言われておりますけれども、一般の建築材料につきましては、飛散して健康被害をもたらすおそれは少ないと言われております。ただ、いずれにしても健康被害のおそれが全くないわけではございませんので、平成 18 年に廃棄物処理法に基づきまして処理のマニュアル等が確立されて、その後、処理に当たっては、一定の方法で行うということが決められたものでございます。

今回、廃棄物処理の立入検査でございますけれども、報告させていただきましたように、廃棄物処理業者の施設に実際に職員が行きまして、持ち込まれております廃棄物の多くには、コンクリートのがれき類が中心でございますけれども、そういった業者のところへ参りまして、実際のものを目で見て確認したということでございます。それから、併せましてそういった持ち込まれているものの受入れの状況、それからこういったものから再生品として製造している状況を聞き取りにより調査をしたということでございます。

赤井委員

目視の検査は、県政総合センター環境部職員及び廃棄物指導課の職員という専門家だからできることなのですか。例えば、目視というぐらいですから、極端なことを言えば悪意でやっているという形であれば別ですけども、産業廃棄物の処理業者でも、入っているとか入っていないとか、その人たちが通常見ている目でも分かるものなのですか。目視による検査というからには、やっぱりそれなりの知識がいるのか。あるいはまた、検査するにはそれなりライセンスがいるのかお聞きします。

廃棄物指導課長

特別の資格等はありません。あくまでも廃棄物の中にアスベストやアスベスト建材が混入しているかどうかというものを実態として確認する。物を見て確認するという作業でございます。現地へ行って、検査を行う際、アスベスト建材の現物を見た上で、ないと判断できないものもあろうかと思えます。製品として形になっていればある程度分かるものもございすけれども、小さな形で砕かれている形になりますと普通のコンクリートの破片と区別するのはなかなか難しいと承知しております。

赤井委員

対象業者 46 社をすべて立入検査して、21 社が再生砕石を製造していた。このうち 1 社で破碎処理にする前のがれき類にごくわずかのアスベスト建材の混入がありました。今言ったように、簡単に分かるものであれば、廃棄物の処理業者の方もそれなりに撤去を行っていると思えます。今回ごくわずかのアスベスト建材の混入が確認されたわけで、この目視の検査でごくわずかのアスベスト建材が見付かりました。ごくわずかのアスベスト建材について、たった 1 社が混入していたということですが、実際は 1 社ではないのではないのかという思いで、今聞いたのです。目視による検査だけで、本当によかったのかと思うのです。ほかの検査の方法はないのですか。例えば 46 社のそういう廃棄物から、全部とりあえず試料を集めてきて、そしてそれを一応検査するという必要はなかったのですか。目視の検査だけでよかったと思っておりますか。

廃棄物指導課長

今回行いました目視による検査につきまして、本県で発覚して以降、基本的にはほかの自治体も同様の形で行っております。緊急立入りということで、まず実態の全体を把握するということから行っております。今回、調査によりまして 1 社から発見いたしましたけれども、先ほど申しましたように、アスベスト建材の混入防止につきましては、もうこの何年間か業者等にもお話をしており、指導もしておりますし、廃棄物処理法違反につきましては関係業界にも十分認識が伝わっております。今回こういう形でまず全体を把握するというところを行っております。他の自治体の例に倣って行ったところでございます。

赤井委員

他の自治体の例は関係ないのです。県としてきちんした検査をしたという確認が本当は欲しいのです。目視による検査ですから、さっきから言っているように、廃棄物指導課の職員のような専門家と異なる我々みたいな素人が見ても、廃棄物が混入されているかどうか分かるのですか。

廃棄物指導課長

経験は一定程度必要だろうと思います。アスベスト建材につきまして、繰り返しで恐縮ですけれども、小さく砕かれますと普通のセメント材と判別するのはなかなか難しいと思います。なおかつ、一定の汚れの程度によっても、分かるものと分からないものがあるのは当然でございます。ただ、今回、職員が小さなものですが、発見したということですので、一定程度の経験をしている職員から見ると判別ができるということでございます。

赤井委員

ちなみに、ごくわずかのアスベスト建材の混入とは、どの程度なのか。量が分からないのですけれども、どの程度なのか。

廃棄物指導課長

今回発見しました現場でございますけれども、この業者は再生砕石を製造することを主に行っています。今回、その業者は、その施設において、コンクリートのがれき類という扱いで、その廃棄物を受け入れ、また再生砕石の処理をする前の状態で保管していました。60メートル掛ける60メートル掛ける3.5メートルのコンクリートガラの山のような状態で保管していたということです。職員は目視でそこを丁寧に一回りし、調査しました。発見いたしましたのは、その山のような状態の箇所で5センチ程度の正方形のものを一つ、いわゆる棒状のもので長さが30センチ程度のものと50センチ程度のものを二つ、それから棒状のかげら3個を発見したということでございます。発見した際には、それがすぐにアスベスト建材だと明確に断言できなかったのが、慎重な判断が必要であろうということで、いったん事務所に持ち帰って、その後、環境科学センターで細かい詳細な検査を行ったものでございます。

赤井委員

1社だけを特定した際、目視の検査だけでなくきちんと検査したということです。今、環境科学センターへ持って行って検査をしたということです。目視では明確に分らない。本来だったら46社のがれきのサンプルを全部持ってきて、検査をするということが必要だったのではないのかと思うのです。今後こういうことはまずないとは思いますが、その辺についてはどうなのでしょう。

廃棄物指導課長

今回、国からも、廃棄物処理施設等への立入検査の実施について、先般、通知が来ております。国等からの話でも、今回この時期の調査としては、まず目視で全施設の検査をするようにという形で通知が来ております。現時点でお話のようなサンプルを全部収集して検査するという対応の指示にはなっておりません。国では、そういった全国的な調査の結果を見て、その後については改めて対応を検討するという形になっております。調査自体につきまして、現時点で詳細な調査を改めて行うということまでは考えておりません。

赤井委員

いずれにしても、大変な問題に発展しなかったからよかったのですが、こういう事故あるいは事件があったときの危機管理は、横並びで他の都道府県がどうか、あるいは国の基準がどうかというよりも、神奈川県独自でできるものにつ

いてはきちんと検査をしていくということが必要ではないかと思うのです。

ちなみに、ここでアスベストの混入が確認された業者に対しては、搬入の状況を把握して、そして指導したようですけれども、そのほかペナルティーだとか、そういうことはあったのですか。

廃棄物指導課長

現在、搬入に至る経過の詳細の調査を続けております。現時点の聞き取りの段階ですけれども、今回の処理業者や搬入した搬入元、解体現場、それに携わった業者につきましては、判明しております。

廃棄物につきましては、御案内のとおりマニフェストと申しまして、解体から処理までの一定の書類で確認できる仕組みがあります。また業者の受入れの契約等がきちんと残っております。そうしたものから搬入の経路については相当程度きちんとした形で把握できております。現在調査している中では、解体現場では基本的にはアスベスト建材とそうでないものとの分別が行われておりました、大部分のアスベスト建材についてはきちんとした形で処理が行われている状況です。今回、職員が発見したわずかなものは、実際それだけが最後のところで手違いで混入してしまったということです。現地も含めて今確認ができていますところがございます。先ほど申しましたように、今詳細につきまして更に確認しております。そういう状況であれば、大きな処分に至るほどのことまではないということがございます。今後も取扱いについて改めて周知徹底を促すとともに、再発防止についての業者の対応を文書で提出させ、今指導をしているところがございます。

赤井委員

現場でルートの特定ができたということです。今回、実際に混入が確認された1社以外には出ていなかったと理解していいですか。

廃棄物指導課長

現時点の調査結果は、この1社だけでございます。

赤井委員

分かりました。

繰り返しますが、こういう何かがあったときに、通り一遍の形で対応を済ませるのではなくて、これが更に大きく広がったら大変で、危機管理という観点から今回の場合、きちんと検査をすることが大切だと思います。目視でなく、試料サンプル等を収集して検査をするということです。是非こういうことが今後ないことを祈ります。しっかりやっていただきたいということを要望しておきます。

環境部長

今回の再生砕石へのアスベスト混入防止でございますけれども、46社で立入検査を行ってございます。先ほど廃棄物対策課長から答弁がありましてとおり、今回1社あったわけでございますけれども、怪しいものが出れば、必ず分析する体制で臨んでおりました。ただ、実際に怪しいと思われるものは1社しかなかったということがございます。怪しいものがあれば分析をする体制で考えております。

赤井委員

例えば、職員も確かにプロですから間違いはないと思いますけれども、これから若手の方がどんどんそういう現場にも行くようになったとき、経験を持った方だけではなくなくなったとき、今回46箇所だからいいですけれども、これが何百箇所でも別の問題が起きたときどうするのですか。この間のけしの問題ではないですけれども、行った人たちに任せるだけでは、いけないのではないのでしょうか。サンプルを持ってくれば証拠として残るわけではないのですか。そういう危機管理という点で、今後少しでも良い方向で対応していただく方向で御検討をお願いしたいと要望いたします。

次の質疑に移ります。

先ほど来、第2期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画骨子案について、話がありました。私も今回の代表質問の中でこの問題について何点かお伺いをいたしました。その中で最初から見ていきますと、例えば大きな12の事業の中でそれぞれの事業について見直しを図るということが出ております。私も本会議の冒頭にも申し上げましたように、県民1人当たり950円の税金を頂いて、この水源環境を保全・再生を図ろうという形で3年間施策を実施してきたわけです。3年間施策を実施してきた効果の検証はしていないわけですが、それなりの形では出てきている。そういう点で県民の皆さんの血税をお預かりして、このようなものができたというものを周知徹底すべきではないかと申し上げました。知事の方から御答弁があったわけですが、いずれにしてもそこら辺についてももう一度、水源環境を保全・再生するための個人県民税超過課税として、950円を頂いているということを、県民の皆さんは、忘れていていると思います。自分が950円払っているなんて全然覚えていません。でも、皆さんからお預かりしたこのお金で、これだけお水がおいしくなったとか、これだけ森林が変わったとか、こういうようなPRとか周知が必要だと思うのです。その辺についてももう一度確認をしておきたいと思います。

水源環境保全課長

知事答弁では、来年度に4年目を迎えることから、来年度前半にこれまでの取組を分かりやすく、例えばビデオ化したものを作り出して、県民に周知をしていきたいということをお答弁したと承知をしております。

実際、具体的な作業に入っております。ビデオ化につきましては、これまでの取組の成果を整備前と整備後が視覚的に分かるような形でできればと考えているところであります。

また、県民への周知につきましては、水源環境保全・再生かながわ県民会議が主催でフォーラムを実施しております。これに対して県も積極的にかかわりまして、これらの成果を一層周知していきたいと考えております。

赤井委員

その際、知事の方からも、県民フォーラムの取組、ビデオの作成等の話もありました。さらには、県のたよりでもしっかりとPRをしていきたい。さらに出前説明会の充実を図っていきたいという話もありました。この出前説明会等について、今何か考えていることはありますか。

水源環境保全課長

出前説明会自体は、ここの水源環境保全税が導入されるときに、知事が自ら

各地に出向きまして超過課税の取組について県民の理解を得るために行ったものが出前説明会で行っていただきました。現在、環境農政局が行っておりますのは出前懇談会というものです。水源環境保全・再生に関する取組について、県民の方からお求めがありましたら、それに出向いて御説明をしていくというものでございます。

これ以外の具体的な方法についてはこれから検討するという事で、まだ形ができておりません。例えば県民フォーラムは、今まで100人、200人の体制で行っておりますけれども、これをもっと大きな形で行っていきたいと考えています。これまでの成果と今後5年間県民の皆様へ超過課税をお願いしたいという趣旨について、周知を図っていきたくて考えております。

赤井委員

本会議の質問のために、水源環境保全課長にいろいろとお伺いしました。ちょうど東京都、横浜市、川崎市、それから埼玉県、千葉県といったそれぞれ水道局がおいしい水ということを生懸命PRして、ポスターを作って電車の中とかいろいろところで宣伝していました。そういう意味ではこの水源環境保全税は、皆さんから頂いた税金で、未来に向けて水源を守るために、皆さんから頂いた税金でこれだけできているというキャッチフレーズとか、何かそんなようなものを考えてもらえないかという話をしたと思うのですが、そういう点はどうでしょうか。

水源環境保全課長

キャッチフレーズの話は具体的に進んでおりません。例えば今環境農政局のイメージキャラクターとしてしずくちゃんという水のような精のキャラクターがあります。是非この辺も使いながら県民の周知に利用していきたくて考えています。

赤井委員

いずれにしても、そういう意味ではしっかりと県民の皆さんにアピールして、よかったと言っただけのキャラクターや、キャッチコピーが欲しいと思います。

それで、今回の骨子案の中で、細かい点ですけれども、1番目の8ページ、9ページにかながわ森林塾、それから水源林確保という問題が出ております。特に課題としてかながわ森林再生50年構想と目標林型が整合していないという話もあります。それから確保森林の小規模化により確保に係る労力が増大している。この辺の内容がよく分からないのです。細かい点で恐縮なのですが、どうということなのでしょうか。

水源環境保全課長

かながわ森林再生50年構想は平成18年にできた構想です。この構想は、標高800メートル以上の高山、これについてはブナ林など自然林を再生するゾーン、山地の部分で標高800メートルから300メートルの部分については、多様な生き物が共存するゾーン、木材資源を循環利用するゾーン、300メートルから下のところは里山と言いまして、身近なみどりを継承し再生するゾーンとそれぞれ位置付けております。例えば木材資源を循環利用するゾーンにおきましても、かながわ森林再生50年構想では林道の両わき200メートルについて、間伐

材等の搬出を促進して、森林循環を促進するという取組を構想で定めているのですが、水源の森林づくり事業では明確な計画ができていなかったということで、このかながわ森林再生 50 年構想等との整合性が十分に図られていない部分があるというものです。

また、確保森林の小規模化により確保に係る労力が増大していることについての話ですが、水源の森林づくり事業自体は平成 9 年から取り組んでおりまして、基本的にはその部分の契約ができたところから確保しているのですが、平成 9 年からということで、十何年も経過しております。契約しやすいところ、確保しやすいところが、大方片が付いてしましまして、これからは権利関係が非常に複雑ですとか、そういうところが残っている状況です。実際の 1 契約当たりの確保する面積も非常に小さくなっておりまして、確保に対する労力が非常に拡大している問題があります。

赤井委員

確保に係る労力というのは、県が確保するのに、手間暇がかかるという解釈でよいでしょうか。

水源環境保全課長

そのとおりでございます。

赤井委員

分かりました。

水源環境保全・再生かながわ県民会議の意見書において、かながわ森林塾は、計画上の位置付け、労働力の確保の目標が設定されていないという指摘がありました。平成 21 年度からの実施している事業なので数値的な実績は非常に厳しいのかもしれないのですが、今の時点でかながわ森林塾の具体的な人材育成等の実績はどうなのでしょう。

森林再生課長

平成 21 年度実施しているかながわ森林塾の実績でございます。かながわ森林塾には就労前の方を対象とした二つの研修がございまして、一つは森林体験コースと言いまして、実際に山の仕事がどんなものか、まず試してみるという形で 10 日間いろいろな研修を受けていただいて、それでもっと学んでみたいという方に対しては演習林実習コースを設けています。これは 80 日間、6 箇月間研修を実施しております。森林体験コースは 30 人の定員に対して 28 名の方が研修を受けられ、その 28 名の中から更に次に進みたいということで、演習林実習コースについて、定員 20 名に対して最終的には 15 名の方が修了されているという状況です。

赤井委員

今回の次期かながわ水源環境保全・再生 5 か年計画の策定について、水源環境保全・再生かながわ県民会議の意見書の各論での考え方が 38 ページにあります。ここの冒頭にも森林関係事業で今後の林業労働力の質的・量的確保のため、人材育成に取り組んでいるかながわ森林塾について、次期計画に位置付け、適切な目標を設定すべきですと記載されています。適切な目標ということが記載されていますが、目標を掲げたものの非常に今の状況は厳しい。またその目標自身もそれほど大きな目標ではないと感じられます。その中で、次の 40 ページ

には、そのほかの意見の参考ということで、上から10行目ぐらいに、森林整備の人材については、かながわ森林塾で養成しても即戦力ではなく、森林組合等の雇用者側にも支援する必要があるとか、かながわ森林塾については、県ではなく、人材を必要とする事業者が主体的に運営すべきという意見が出ているようです。この辺については、今後、今の時点での素案の中で、かながわ森林塾を実施すると、うたってあるわけなのです。9ページの一番下には様々な技術レベルに応じた、担い手育成の研修を体系的に進めると記載されていますけれども、これについて体系的に進めるということは、この事業はずっと継続するのだと見受けられるのですが、この辺の体系的という言葉は何かもくろみがあるのかということなのでしょうか。

森林再生課長

まず、体系的ということでございますけれども、先ほど申しましたように、かながわ森林塾で技術レベル、経験に応じて様々なコースを設けております。一つは先ほど申しましたように就労前の方に対して二つのコースを設けておりますし、また既に就労している方については、水源の森林づくり事業、混交林、複層林、そういった多様な森づくりを進めていくため、また間伐材の搬出という技術レベルも上げていくために、素材、生産、技術コースを設けております。あるいは流域森林管理士コースと言いまして、単に木を切って、木を木材として搬出するだけではなくて、どのように木を搬出するのか、採算は出せるのか。森林所有者がそういったことをマネジメントできるようなコースも設けております。それぞれ技術レベルに応じて実施している研修を体系的に位置付けてまいりたいと思っております。

それから、かながわ森林塾を継続していくのかということでございますけれども、水源の森林づくり事業などで森林整備を更に加速化していくことになっております。平成29年度が一つのピークということで考えております。現在、水源の森林の整備面積ですが、水源の森林づくり事業と、ほかの県有林、私有林の森林整備も合わせまして、3,700ヘクタールぐらいの森林整備をやっております。平成29年度には約5,400ヘクタールぐらいの森林整備が必要になってきます。そういう意味では計画的にそのピークに向けて担い手をきちんと育成していくことが求められていると考えております。

どれくらい必要なのかということでございますけれども、現在、森林に従事している担い手は、356人ほどでございますけれども、それを先ほど言ったピーク時に必要な人材が約400人ということになります。50人近く増やしていかなければいけないということと、もう一つは、高齢化が進んでいますので、そういった人たちの若返りというものも必要になってきます。したがって、新たに人材として確保する人数というのが全体としては10年間で150人になると、年間15人の方の新たな人材を確保していく必要があると考えております。本来ならば林業事業者等がきちんと人材を育成していくべきだろうと思っておりますけれども、この林業事業者の経営規模は極めて零細小規模で、20名以下が大半の林業事業者でございます。そうしますと、やはり即戦力として養っていくだけの体力がないということで、基本的には県が就労前の方をきちんと養成しているということです。国の緑の雇用担い手対策事業という補助事業を活用して受



け入れた新たな就労者を今度はOJTで、自分のところで養い、研修していく形で、事業を新たな雇用の促進につなげていきたいと考えております。

赤井委員

非常に小さい規模の林業事業体が林業従事者を雇用するということです。例えば年間15名をきちんと養成しても、そういう方々がそこで働けるかという心配もあるのです。いずれにしろ水源環境保全・再生かながわ県民会議からの意見も踏まえながら、林業事業体にしっかりといろいろな形で支援していく必要があると思います。まだ時間がありますので、このかながわ森林塾について、体系的に様々なランクに応じた研修方法等が実施できるように、しっかりとこれから検討していただきたいと思います。

それで、続いて12ページ、13ページに溪畔林整備事業が記載されています。これは前回の当常任委員会でも、私は質疑を行いました。12ページにもありますように、12ページの下段に、第1期計画での事業実績は、既にもうこの平成21年までの合計で目標に対して5倍以上の573%の進捗率ということになっています。上段で課題が記載されていますように、溪畔林の整備はなかなか事例がなかったということで、技術的に確立していない部分が多かったという点で、数字的にこのような形になったのだと思うのです。今後の方向として、次の計画の中では、この辺についてはどのようにしていくおつもりですか。

水源環境保全課長

この溪畔林整備実績につきましては、まず第1期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画のときには溪畔林の整備するところだけの面積で抜き出して、20ヘクタールという形で計画をつくりました。ただし、実際にやっていく中では、単体の整備だけではなくて、土壌流出口であるとかいろいろな水流全体の面積を把握すべきだろうということで対象となる面積が変わったと前回、御答弁申し上げました。また、次回につきましてはどういう出し方がいいのか、現在これから具体的な事業量を検討してまいりますので、全体でやはりとらえるべきなのか、そうではなくて改めてその森林についてだけ抜き出していくべきなのか検討した上で、事業について報告したいと考えております。

赤井委員

植生保護さく等についてはほぼ計画を達成している。丸太さくについてはまだ4分の1という状況です。今お話がありましたように、今後、さくの設置まで面積に含めるのかどうかとか、いろいろな考え方があると思いますし、また来年度、これから次の計画の中では、沢の状況だとかによって相当範囲が変わってくるという話も伺いました。この辺についても、しっかりとやはり目標を立てたからにはそれをきちんと実行してもらいたいし、またその目標を立てるに当たって、今までに事例がなかったということもあるでしょうが、きちんと手法として確立して、また内容についても検証しながら進めてもらいたいと思います。

次に、16ページ、17ページ、地域水源林整備の支援については、本会議の代表質問の中で話をさせていただきました。市町村の構想とのそごがあると思います。例えば16ページにもありますように、荒廃が懸念される森林の解消に向けた市町村の構想が明確ではないとか、それから地域の実情に対する十分な理

解と柔軟な対応ということで、なかなかその辺がうまく話合いができていなかったということで行き違いがある。そしてまた歩留まりというのでしょうか、計画を進めたいのだけれども、市町村の取組がなかなか遅いので、こちらが進めないとかということがあると思います。そういう意味では、今後、第2期の計画については市町村とのお話をきちんとした上で進めていただきたいと思います。この中で一つ分からないことがあります。第2期の計画での対応方向で、県の設計要領による設計・積算を徹底し、事業費の適正化を図るということがありました。これは市町村が行っている事業で、事業費が適正でなかった点があったのでしょうか。

水源環境保全課長

まず、この地域水源林整備事業です。市町村が主体的に取り組む水源林の確保や整備ということで、平成19年度からスタートしました。そのために、設計・積算を行う担当は、土木関係技術職員が担当しておりまして、森林や林業の専門職員がいないものですから、その中で一部の市町村においては、森林整備以外の歩掛を適用したり、委託によって設計・積算を行うなど、市町村によってばらつきがございました。こういったことで、かながわ水源の森林づくり事業の設計・積算の方式により、適正な事業水準の確保を図っていただきたいと思いますという趣旨であります。

赤井委員

そういう意味では、県が各市町村にいろんな点で援助していただきたいと思います。今おっしゃった歩掛がないという市町村に対しては、県の方でしっかりと指導してあげていただきたいと思います。

さらに、19ページに記載されています、市町村が整備箇所周辺的生活排水対策を行うということについても、市町村と事業年度の違いがあって、手戻りになってしまうということがあってはいけないと思います。この辺について、しっかりと精査をしながら第2期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画をしっかりと進めていただきたいと思います。最初に申し上げましたように、県民の方からお預かりをしている税金は1人当たり950円とごくわずかではありますけれども、しっかりと結果が出せるような内容にいただきたいと思いますということをお願いして、この質疑を終わります。

次に、私が代表質問でお話ししました花菜ガーデンの話について少し伺いたいと思います。

あれから1箇月はまだたっておりませんが、半月ほどたちました。9月一杯までの花菜ガーデンの入園者数の状況についてお伺いします。私が質問したときにはちょうど半年を過ぎていましたが、そのときは入園者の計画値の40%を下回っている状況でした。9月一杯を含めて入園者数の状況はどうだったでしょうか。

農政課長

花菜ガーデンの入園者数の直近の数字でございます。

9月末現在までの速報値という形でございますけれども、3月から9月までの7箇月間で10万843人、計画値が25万1,170人ということでございます。比率で言うと40.1%ということでございます。

赤井委員

5月が非常に厳しかったという話を伺いました。9月はそういう意味では何とか40%ですからそれまでの平均値になったと思います。それにしましても計画値の40%という形で入園者数がとどまっているということは、大きな問題ではないのか。神奈川新聞にも大きく取り上げられてしまったわけでありましてけれども、今後も入園者増について、知事から、まずは事業者自らができる限り努力を行う必要があるという話がありました。確かにそうですけれども、事業者にPFIということで神奈川県が30年間任せただけです。県民の目から見れば、県立という形で見えています。花菜ガーデンは、かながわGAパートナーズが実際に運営しているのですけれども、この県立施設に対して、入園者の増加を図る取組についてもう一度お伺いいたします。

農政課長

入園者が計画値の約40%にとどまっているということでございます。緑、花に親しんでいただき、また農業についてもやはり御理解をいただき、学んでいただく公共施設である花菜ガーデンに、なるべくたくさんの方々に入園をしていただく取組は、非常に大事なことで考えてございます。

PFI事業ということで、事業者が一義的には、施設運営まで行うという形になっているわけでございますけれども、やはり県としましても必要な支援は行っていく必要があると考えてございます。

県として必要な支援を挙げると三つあるかと思えます。

一つ目は、事業者に対しまして、PFI事業者ということでございますので、県は、モニタリングにより経営、運営状況についてチェックを行うことになってございます。また、それに付随しましてワーキングということで、様々な課題等について意見交換をしていく場を設けてございます。その中で、県としての提案も行っていくことができるということがございます。さらに、県としましては、ひらつか花アグリという名称で、平塚市、関係団体等と連携し、花と緑のふれあい拠点づくりの事業に取り組んでいます。その中で県として御提案なり協議を行っております。その場面に、事業者が入っている場合もございません。あるいは事業者が単独でやり取りしていることもございます。県や事業者が、入園者増に向けた提案をしていくという取組が一つあるかと思えます。

それからもう一つ、入園者が少ない要因の一つとして、知事の答弁の中にもございましたけれども、やはりまだ認知度が足りないということもございます。この辺につきましては、県の媒体である、県のたよりですとか、あるいはかながわ再発見キャンペーンの最新号が出ておりますが、そういったところに花菜ガーデンの情報を載せるというような形での支援がございます。また、テレビ神奈川とかFMヨコハマ等で県としてのPR枠がございます。そういった中でもいろいろ周知をしていくということもあります。そういった広報面での支援があると思えます。

二つ目は、花菜ガーデンは、植物園という一面もございまして、農産物も栽培している施設でもございます。したがって、神奈川県農業技術センターで開発された品種の展示会等も花菜ガーデンで行っているということもございます。また作物の栽培指導ということも行っているわけですから、こういったこ

とを今後も引き続きやっていく必要があると考えてございます。三つ目ですが、フラワーセンター大船植物園につきましては、同種の施設ということになりますので、お互い連携してPRに取り組んでいくということもあろうかと思えます。例えば、フラワーセンター大船植物園の中に花菜ガーデンコーナーというようなものを設けてパネルでPRしていく。あるいは、スタンプラリー的なものも考えていく。これは事業者に提案しています。これからの話ということになりますけれども、県のそういった関連施設ときちんと連携する中で、花菜ガーデンの入園者数の増加に向けて取り組んでいく。やり方は様々あろうかと思えますけれども、きちんとして取り組んでいきたいと考えております。

赤井委員

PRについて今の考えは分かりました。さらには知事は、小中学校からの需要があるという話をされましたけれども、小中学校関係等にどういう形で働き掛けを行うつもりでしょうか。

農政課長

教育機関、特に小中学校への周知ということで申しますと、これまでも市町村教育委員会などを通じたチラシの配布でありますとか、あるいは学校説明会を実施しています。小中学校の生徒に、花菜ガーデンに来ていただくというお話になりますと、小中学校の年間のスケジュールを調整する必要があると考えています。したがって、これから来年度の遠足であるとか校外学習の計画を立てる時期にねらいを定めまして、事業者とともに市町村教育委員会などを実際に訪れて働き掛けていくことを考えています。幼稚園の園児に来ていただくということも考えておりますが、これについては保護者の方に一緒に来ていただくことにもなると考えているわけです。花菜ガーデンの開園時に近隣の幼稚園に対してはお願いしているところでございますが、9月には、伊勢原市、秦野市、二宮町をエリアとします湘央地区私立幼稚園協会は、全部で40園ぐらいで構成されていますけれども、こういったところに事業者が出席して、遠足などにおいて花菜ガーデンの利用を呼び掛けています。こういった取組について引き続きやっていく必要があると考えております。

赤井委員

花菜ガーデンは、私がいつも言っておりました小田原厚木道路の平塚インターチェンジから非常に近い。さらに、私がいつも言っている平塚サービスエリアから直接出るスマートインターみたいなものを造れば、一直線で花菜ガーデンに出られるという話もしております。平塚市、JA、それから近隣の農家などなどの関係団体がありますので、そこにもこういった考えを是非提案してもらいたいと同時に、小田原厚木道路のスマートインターの設置について、NEXTCO日本に、是非働き掛けてほしいという話を本会議でしたと思えます。その辺について、今の、またあるいはこれからの進め方について何か考えはありますか。

農政課長

花菜ガーデンの近くに小田原厚木道路の平塚インターチェンジとサービスエリアがあるので、そこから直接入園者に来ていただく形にすることについて、花菜ガーデンの開園に至るまでの間、プロムナードを設置する、あるいはスマ

ートインターを設置するといったことを含め検討をしてきました。そういった形をとった場合の一つの課題として、サービスエリアの駐車スペースに滞留する車が増えるため、サービスエリアの駐車スペースを拡大しなければならないということで、予算的にも非常にばく大な予算がかかるだろうという課題がありました。検討はしたわけですが、そういったことで断念したということでございます。確かに小田原厚木道路を利用される方々に花菜ガーデンを知っていただいて、なるべく平塚インターチェンジで降りていただいて、来園していただきたいと思っています。県と中日本高速道路は、包括的提携協定を締結しているということもございますので、中日本高速道路と調整いたしまして、各サービスエリア等にポスターを張り出していただくことでありますとか、あるいは5月の下旬にはゴーイングハイウェイ 2010 というイベントを行ってございますので、そういった場にリーフレットを置いていただくというような協力をお願いしています。そういったことで、直接、プロムナードといった施設整備をしていくのは、まだ少し難しい段階であると思いますが、なるべく誘客できるように提携を進めるということで、御協力いただくような取組を続けていきたいと考えております。

赤井委員

さらには、知事の方から最後に、集客を図る意味で箱根の観光とのパッケージ化という取組も検討していきたいという話もありました。しかし、花菜ガーデンの担当の方からいろいろ聞きますと、観光バスを入れることについては県が難色を示しているという話をしていたと聞いたのです。知事のお話にあった箱根観光とのパッケージ化ということになると、箱根に行く途中で、観光バスを花菜ガーデンに入れて、見学をしていただいて、箱根に泊まるということになれば、入園者の増加を図ることが可能だと思えるのです。花菜ガーデンに、観光バスを入れられないという方針があるのですか。

農政課長

入園者の増加を図る上で、一つの大きいポイントとして、団体客になるべくたくさん来ていただくということを考えてございます。大型バスで来られる方について、御遠慮願うという発想はございません。逆に、例えば箱根とか伊豆に向かうパッケージ旅行の企画がございまして、そういった企画に花菜ガーデンも入れていただくことを考えています。事業者も、これから広報関係者、旅行代理店等との接触を進めていきたいということでございます。

ただ、課題としまして、余りたくさん一度にお客さんが来られますとレストランが対応できないということがございます。昼食の対応ということになります。その辺につきましても、平塚市内の業者にお弁当を頼むということで今交渉を進めております。もう一つの課題は、旅行代理店に対して紹介料という形での支払が生じてきます。この辺の取扱いについては、事業者と融資銀行団での調整という方向で話を進めているということでございます。専任の営業担当の配置をして、団体客の誘致に力を入れていくという方向でございまして、今しばらく調整期間がかかるようでございますけれども、今後、成果が出せる形で取り組めるのではないかと期待をしております。

赤井委員

まだオープンして半年です。そういう意味ではまだまだいろんな課題もあるとも思います。いずれにしましても、せっかく造った県立の公園です。是非多くの人に見ていただきたいと思います。何回も行きたいと思うような公園に是非整備していただきたい。そのためにも、様々なことについては一生懸命やっていただきたい。このことをお願いして私の質疑を終わります。